

「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」と制限公開

池内 有為

文教大学 文学部

研究データ利活用協議会 研究データライセンス小委員会

 0000-0002-5680-1881 <https://researchmap.jp/oui/>



研究データ利活用協議会

RDUF

Research Data Utilization Forum

CONTENTS

1. 研究データ利活用協議会と研究データライセンス小委員会の概要
2. ガイドライン策定の経緯と得られた知見
3. 本日の論点：制限公開とフルオープン境界線

1. 研究データ利活用協議会と 研究データライセンス小委員会の概要

Research Data Utilization Forum

ジャパンリンクセンターでは、2016年6月3日に「研究データ利活用協議会」を設立いたしました。

本協議会の活動を通じて、わが国における研究データの利活用を推進してまいります。

研究データ利活用協議会（RDUF）とは

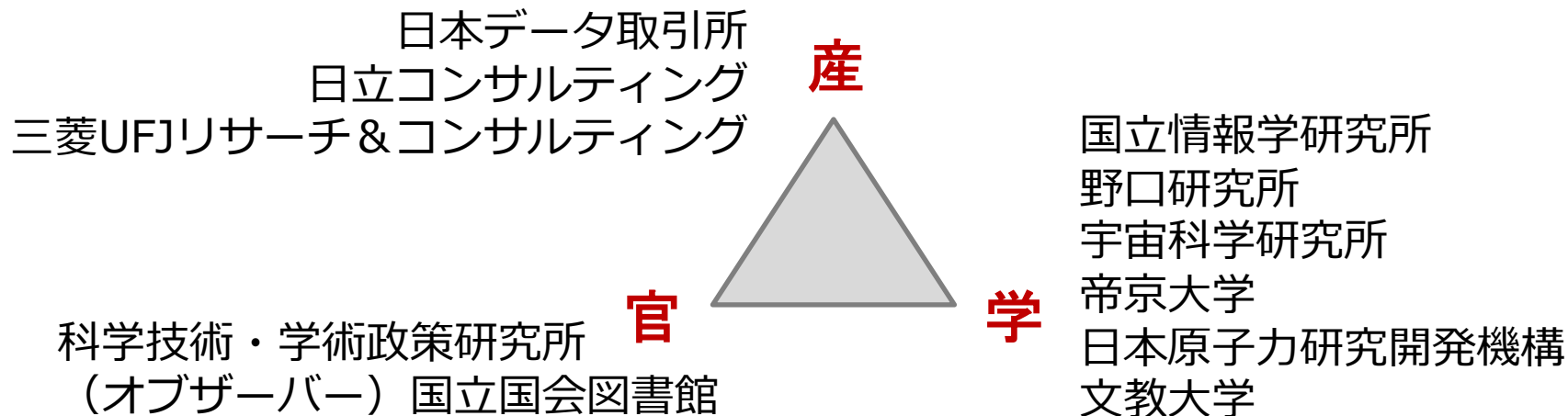


The image shows a screenshot of the RDUF website. At the top, the text '研究データ利活用協議会' (Research Data Utilization Forum) is displayed in Japanese, followed by the acronym 'RDUF' in large green letters and 'Research Data Utilization Forum' in a smaller font below it. To the right, there is a globe icon and the word 'English'. Below this is a navigation bar with six items: 'About RDUFについて', 'Join us 入会のご案内', 'Subcommittee 小委員会', 'Deliverable 成果物', 'Documents 各種資料', and 'Events イベント'. The main content area features a blurred background image of a large group of people sitting at tables in a meeting room. A semi-transparent dark box is overlaid on the image with the text 'Research Data Utilization Forum'. At the bottom of the page, there is a green banner with white text in Japanese: 'ジャパンリンクセンターでは、2016年6月3日に「研究データ利活用協議会」を設立いたしました。本協議会の活動を通じて、わが国における研究データの利活用を推進してまいります。'

<https://www.japanlinkcenter.org/rduf/index.html>

研究データライセンス小委員会

- 期間：2017年10月～現在
- 目的：**ライセンス付与・解釈のためのガイドライン作成**
- メンバー：



研究データの公開・利用条件指定ガイドライン (2020)

2019年12月25日

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン

研究データ活用協議会 研究データライセンス小委員会

目次

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン	1
はじめに、研究データの公開と利用条件指定に関する5の質問	2
Q1. 公開対象とするデータの特定	5
データ公開が義務付けられている場合	6
Q2. データ公開の制約条件の確認	8
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	8
個人情報を含む場合	8
国家安全保障、国際関係などに係る場合	9
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	9
所属機関（部署）、研究助成機関などによるポリシーが定められている場合	10
Q3. 公開制約条件の解除	11
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合	11
個人情報を含む場合	12
国家安全保障、国際関係などに係る場合	12
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合	13
所属機関（部署）、研究助成機関などによるデータポリシーが定められている場合	13
公開できないと判断された場合	14
Q4. 公開先の選択	15
分野別リポジトリ	15
所属先のリポジトリ（機関リポジトリ）	16
Q5. 利用条件の指定（選択数と表示例）	19
推奨される利用条件	20
（参考）利用規約の記載	29
参考文献一覧（本文中に含まれるものを除く）	31

別添：研究データの公開・利用条件指定ガイドライン用語集

No.	項目名	定義	出典
1	改竄（改ざん）	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。	文部科学省、研究活動の不正行為等の定義。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm , (参照 2019-12-25) .
2	クリエイティブ・コモンズ	著作権者に自身の作品の使用条件を簡便なマークで意思表示する手段を提供し、著作物の円滑な流通、再使用を促進するプロジェクト、またはそれを推進する非営利団体の名称。著作権者がウェブサイトなどにおいて、文章、写真、映像、音声などの使用条件をクリエイティブ・コモンズが定義したマークによってあらかじめ宣言しておくことにより、利用者は使用許諾の手続きを省くことができる。	日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、図書館情報学用語辞典 第4版, 2014.
3	クレジット	個人またはグループが研究成果に行った貢献を正式に承認すること。	RDA-CODATA: Legal Interoperability Interest Group. Legal Interoperability of Research Data. Principles and Implementation Guidelines. Zenodo, 2016. https://doi.org/10.5281/zenodo.162241 , (accessed 2019-12-25).
4	研究データ	科学研究の情報源として利用されるデジタルデータ。数値、テキスト、画像、音声、動画など、さまざまな形式を含む。なお、本ガイドラインでは、研究ノート、論文、メタデータ、	1) 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書、研究データ基盤と国際展開に関する戦略, 2019.

本編 (32p.)

用語集 (7p.)

https://doi.org/10.11502/rduf_license_guideline

2. ガイドライン策定の経緯と得られた知見



ガイドライン策定の経緯：前提



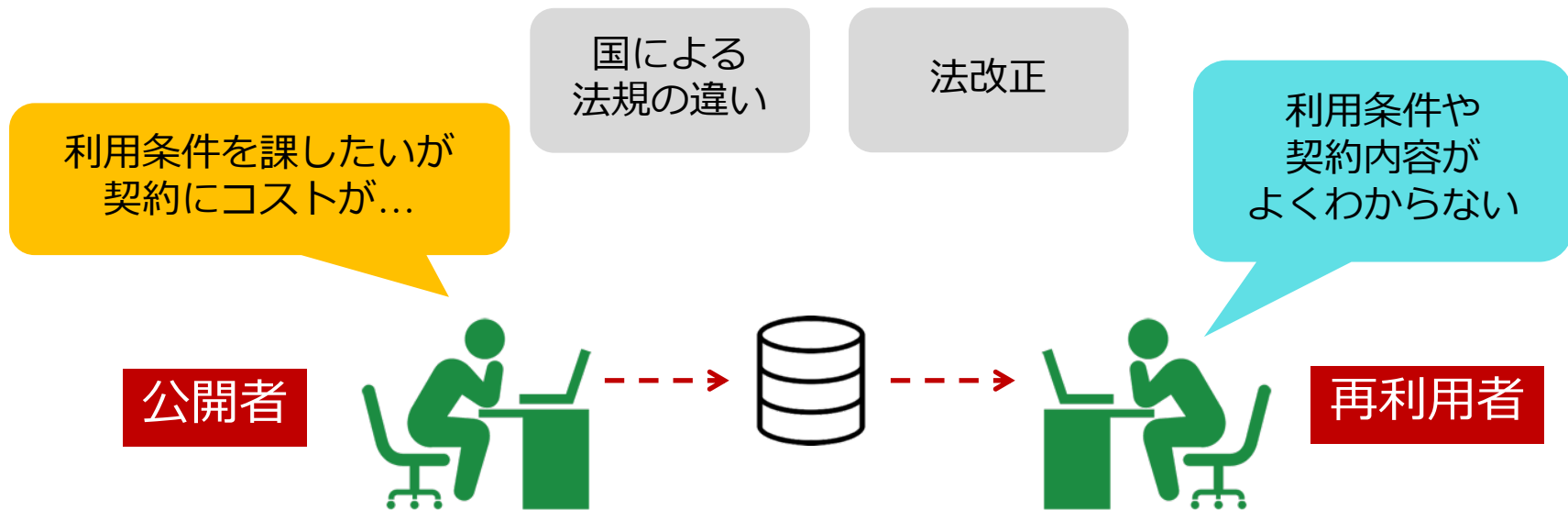
ガイドライン策定の経緯：制限公開のニーズ

分野ごとの事情や慣習
機関や共同研究者の事情
機密やプライバシー情報
特許や商業的利益
誤用や剽窃などへの懸念



問題 ①利用条件の複雑さ

著作物として保護されない研究データに利用条件をつけて公開する場合



公開・利活用が進まない

問題 ②標準的なライセンスや規約の不在

- Rights Statement
 - 日本は不参加
- オープン・データ・コモンズ・ライセンスなど
 - 知名度が低い
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
 - 意思表示は可能だが、著作権が認められない場合は法的保護を受けられない可能性もある
- 国際版「研究データの法的相互運用性：指針と実施のガイドライン」（RDA/CODATA）

RDA-CODATA Legal Interoperability Interest Group (2016). Legal Interoperability of Research Data: Principles and Implementation Guidelines. Zenodo. <https://doi.org/10.5281/zenodo.162241>
[抄訳] 池内有為 (2016). 研究データの法的相互運用性：指針と実施のガイドライン. カレントアウェアネス-E. E1871. <http://current.ndl.go.jp/e1871>



日本版ガイドラインの策定

研究データを公開したい人、公開したデータを利用したい人が
利用条件を**分かりやすく**表示・確認できるようにしたい



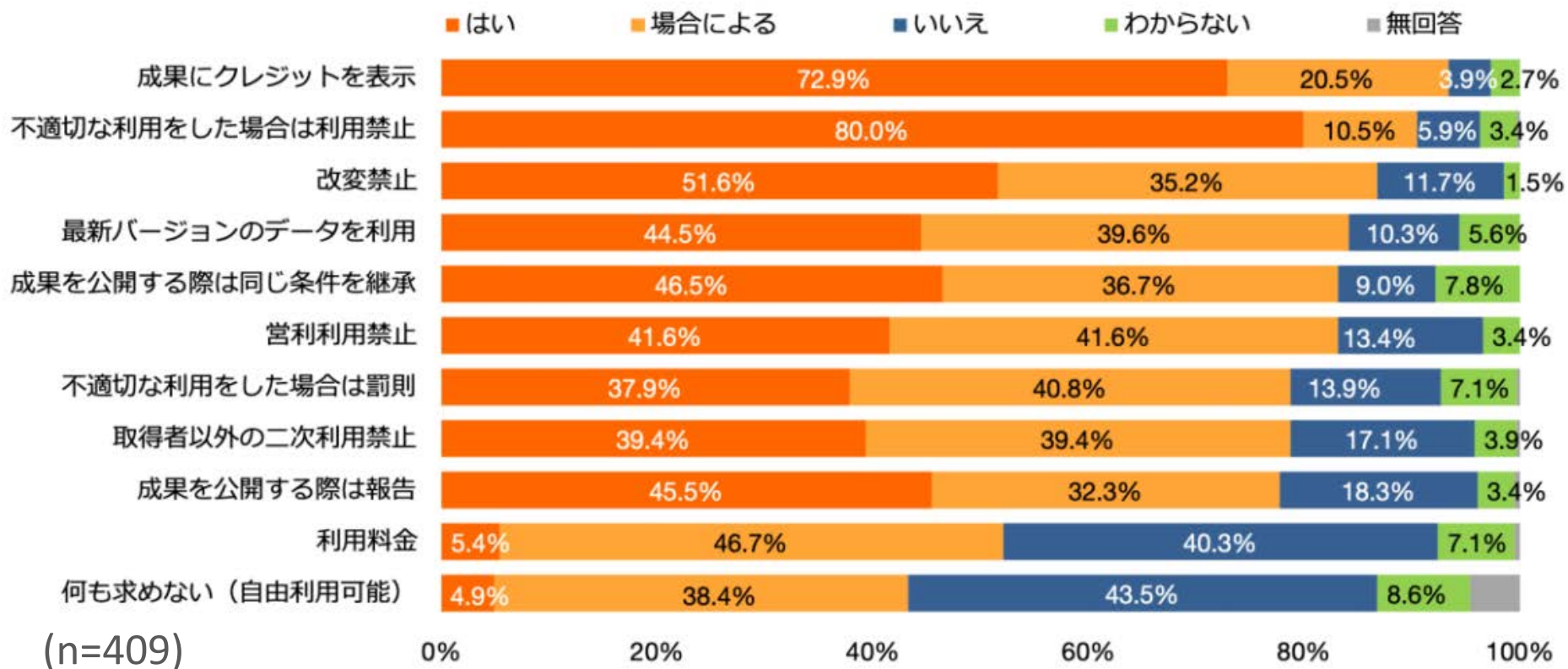
ガイドライン検討プロセス

■ 主な活動：

- ① 基礎文献の収集・翻訳
- ② インタビュー調査
- ③ アンケート調査
- ④ ステークホルダーとの議論：JOSS 2018, 2019セッション開催
- ⑤ ドラフト版の周知・関係者レビュー
- ⑥ **「研究データの公開・利用条件指定ガイドライン」** 公開
- ⑦ ガイドラインの周知：INFOSTA 2020等

南山泰之. 研究データの公開・利用条件指定ガイドラインの策定. カレントアウェアネス-E. No. 389. <https://current.ndl.go.jp/e2250>
<https://www.japanlinkcenter.org/rduf/subcommittee/index.html>

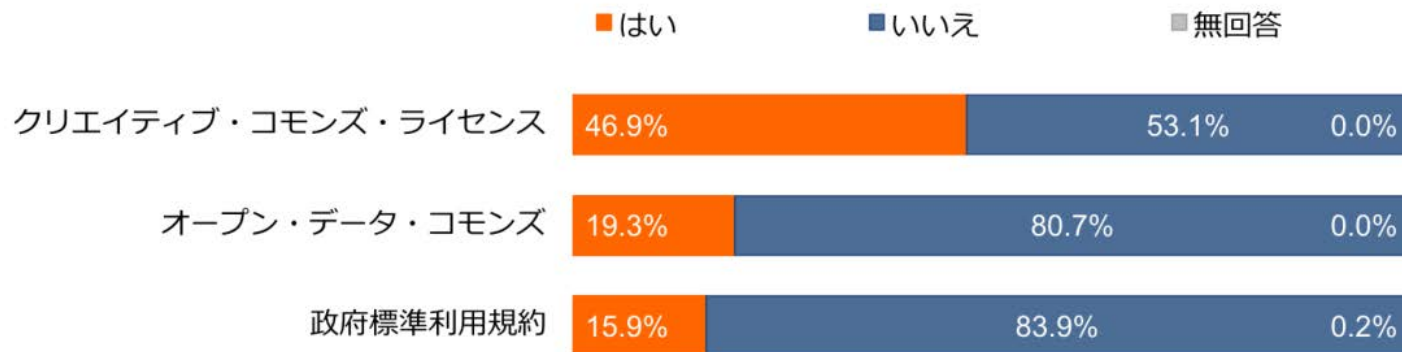
制限公開の種類とニーズ



既存ライセンスの認知度と利用経験

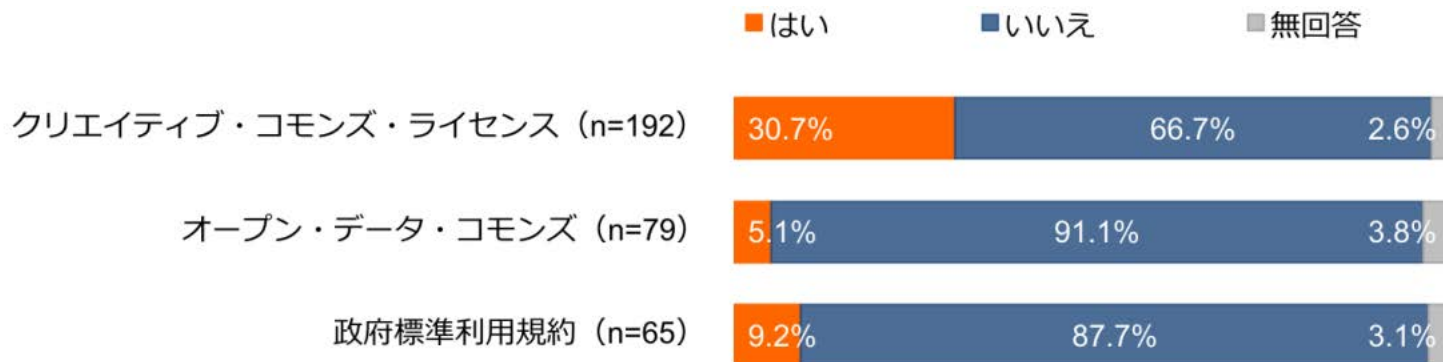
認知度

(n=409)



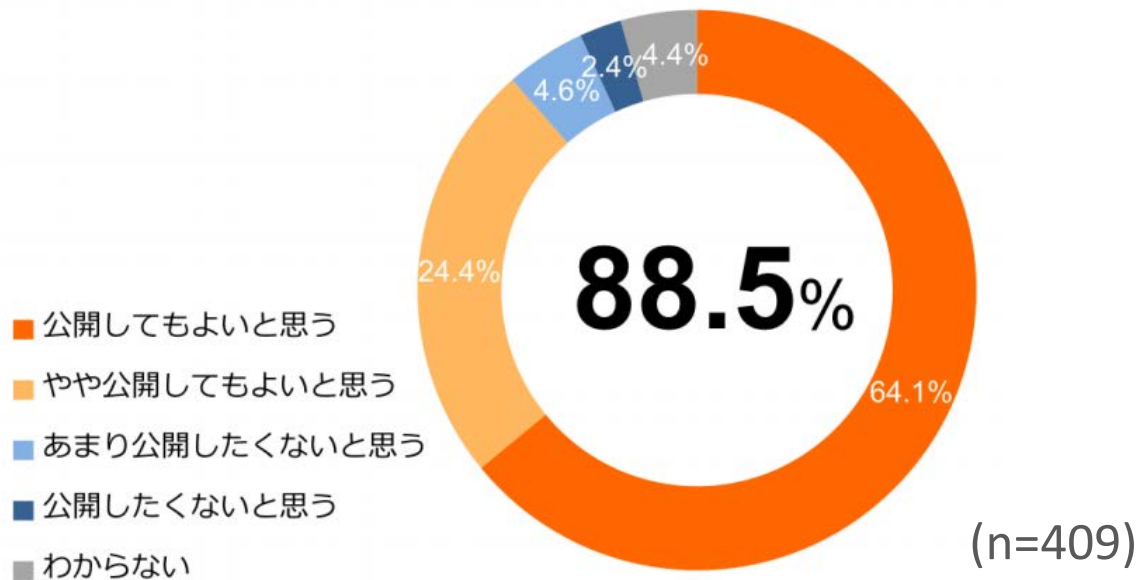
利用経験

(既知の回答者)



利用条件が守られる場合のデータ公開意思

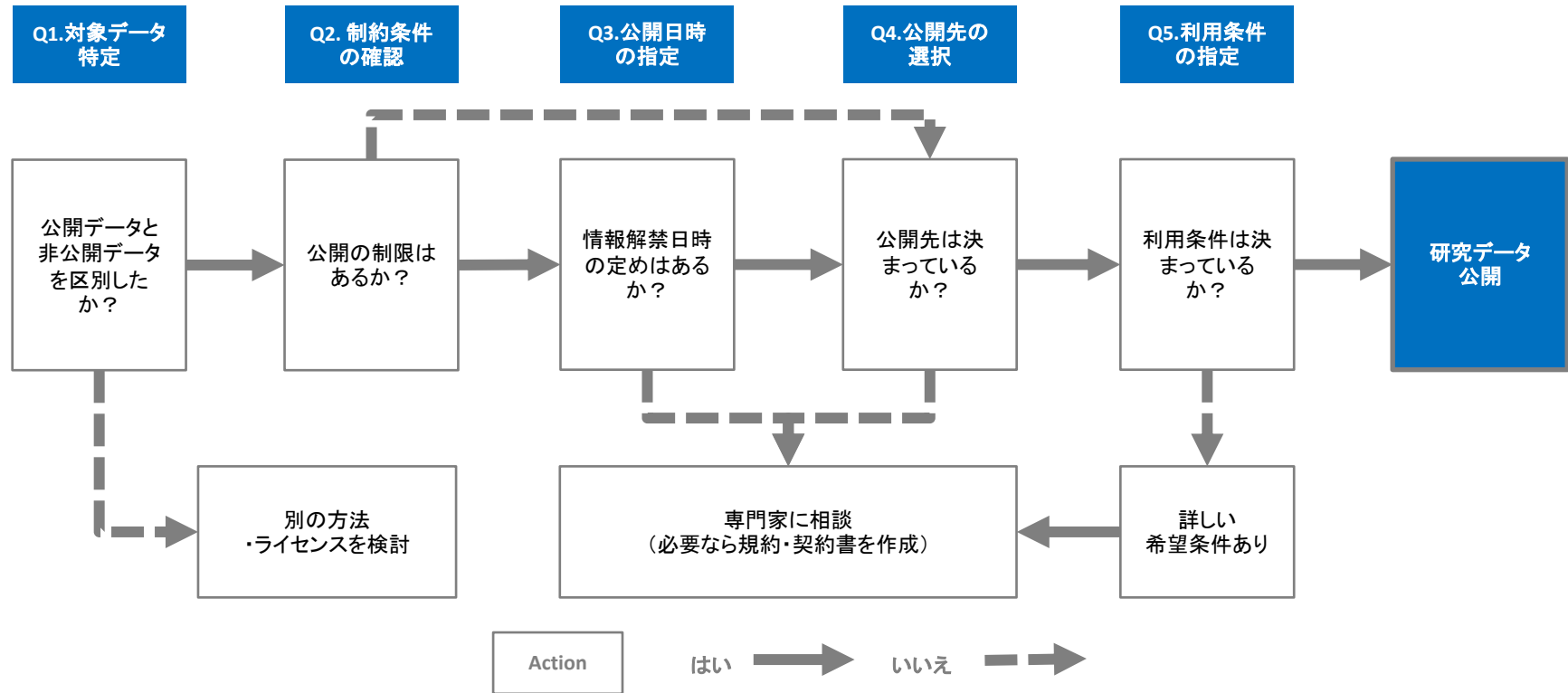
Q. (求める) 条件が遵守されるならば、
ご自身のデータを公開してもよいと思われますか？



3. 本日の論点： 制限公開とフルオープン境界線

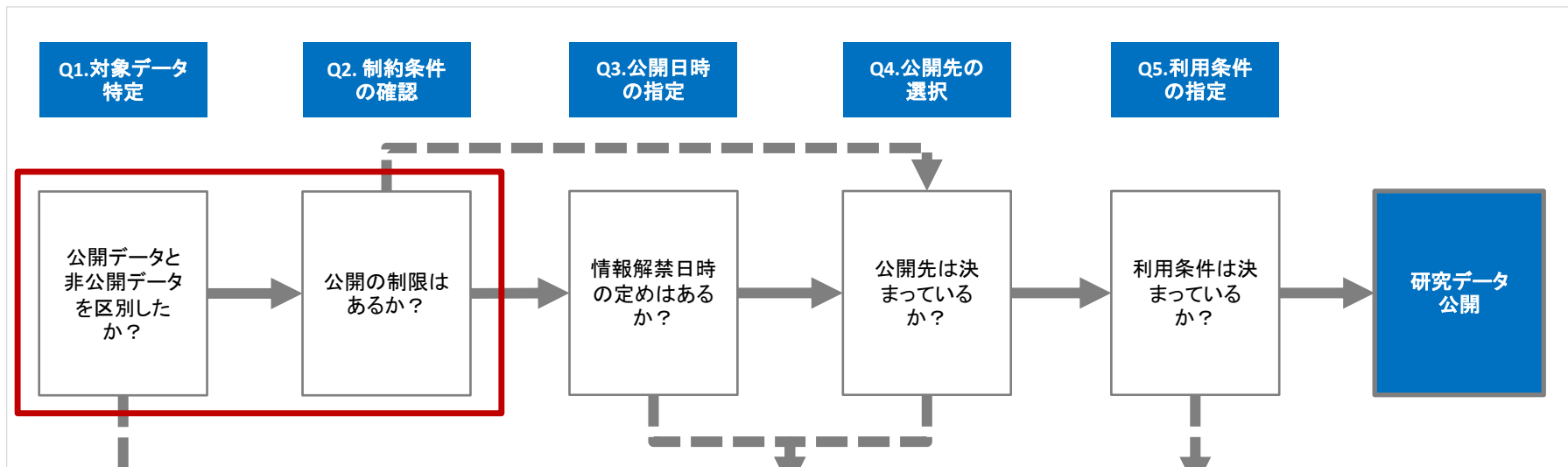


研究データの公開・利用条件指定フロー (p.3)



※ポリシー制定機関による個別の定めがある場合は、定めがない部分のみを検討

研究データの公開・利用条件指定フロー (p.3)



- ① 公開か非公開か
- ② フルオープンか制限公開か
- ③ どのような制限を設けるか

判断が困難

フルオープンと制限公開の境界線



フルオープン

制限公開

制限共有

非公開

フルオープンと制限公開の境界線



フルオープン

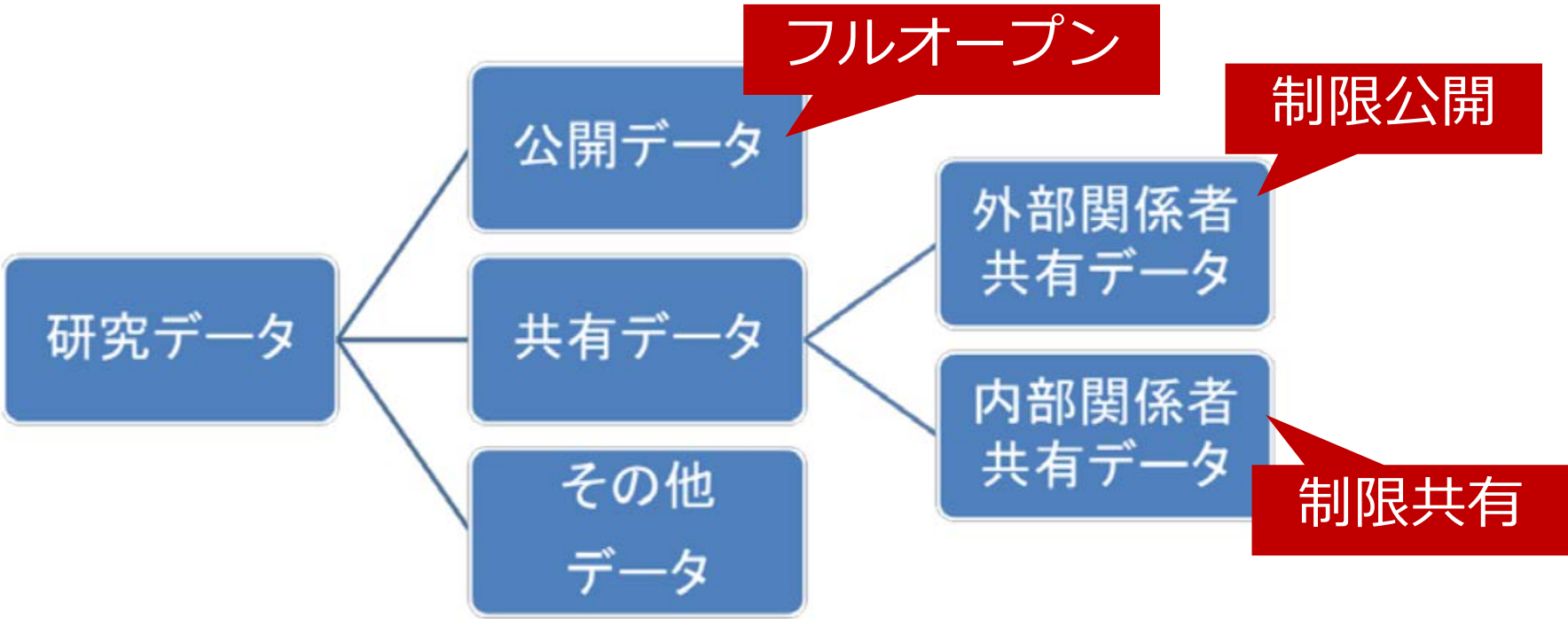
制限公開

制限共有

非公開

さまざまな区分
さまざまな制限

参考① 「研究データ基盤整備と国際展開に関する戦略」 による区分



参考② AMEDによる区分

公開レベル	手続き	リポジトリ
公開	不要	公的データベース
制限公開	アクセス申請→承認	
制限共有	アクセス申請→承認	自機関データベース等
非公開	(なし)	

ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー (AMED)

<https://www.amed.go.jp/content/000060867.pdf>

フルオープンと制限公開の課題

1. 条約や法律などのハードローによる制約、または分野ごとのソフトロー（規範、慣習、文化）の醸成
→公開／制限公開／制限共有／非公開の線引き
2. 制限公開に対するアクセス申請の妥当性の判断
3. 制限公開の今後の可能性